

令和5年度愛媛県新型コロナウイルス感染症自宅療養者処方薬配達支援協力金 Q&A

番号	質問	回答	備考
1	薬剤を配達する上での留意点はあるか。	自宅療養者に対する薬剤の配達等については、国の事務連絡(「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への薬剤の配送方法に係る留意事項について」(令和2年4月28日厚生労働省医薬生活衛生局総務課事務連絡))に記載のとおりとしてください。	
2	緊急を要しない場合は当日の配達でなくても良いか。	原則、当日中に配達いただくこととしていますが、例えば、基礎疾患等の薬剤であるなど緊急を要しない場合で、患者の承諾を得られた際は、翌日の配達も認めることとし、協力金の対象といたします。	
3	当日中の配達としない場合、レターパック等による配達でも構わないか。	患者の承諾を得ていれば、左記のような対応も可能ですが、この場合は協力金の交付対象となりません。 (本協力金は、薬剤を医療機関又は薬局から直接自宅に配達することに対するものであるため。)	
4	レターパックやバイク便を利用して薬剤を配達した場合の配達料は補助してもらえないのか。	対象となりません。 本協力金は薬局又は医療機関が直接配達したときのみ対象となります。	
5	県外で療養する自宅療養者に薬剤を配達した場合、協力金の対象となるか。	対象となりません。本協力金は愛媛県内(松山市を除く)で療養する自宅療養者に対して薬剤を配達した場合に支給されるものです。なお、松山市の自宅療養者に対する協力金は別途松山市が実施する「松山市新型コロナウイルス感染症対策薬剤配達協力金」を活用ください。	
6	愛媛県が健康管理を委託していない医療機関が処方した薬剤を自宅療養者に配達した場合、協力金の対象となるか。	対象となります。	
7	「薬局における薬剤交付支援事業」を活用した場合でも、本協力の対象となるか。	本協力金は、日本薬剤師会が実施する「薬局における薬剤交付支援事業」との重複交付を妨げるものではありません。(薬局における薬剤交付支援事業は「薬剤の配送に要した費用」に対して補助されるものであり、当該協力金とは主旨を異にするものであるため。)	
8	同一世帯における複数の自宅療養者に薬剤を配達した場合、協力金は人数分申請できるのか。 (例)同一世帯の自宅療養者2人に対し薬剤配達した場合 6,500円×2人=13,000円となるのか	1世帯を1件とカウントするため、左記の例の場合、協力金は6,500円となります。	
9	同一世帯に1日に2回薬剤を配達した場合、協力金は2回分申請できるのか。 (例)同一世帯の自宅療養者2人に対し、それぞれ午前と午後薬剤配達した場合 6,500円×2回=13,000円となるのか	やむを得ず、同日かつ同一世帯に配達を複数回実施した場合、回数分の申請が可能ですが、可能な限り、配達回数が最小限となるようご協力ください。(真に必要な場合における複数回配達を妨げるものではありません。)	
10	院内で処方した薬剤の配達が困難である場合、どうすればよいか。	原則、院内処方の場合、医療機関で薬剤を配達していただきますが、諸般の事情により配達困難な場合は、管内保健所にご相談ください。 なお、あらかじめ配達が困難である場合は、協力薬局による院外処方やバイク便等による配達もご検討ください。	
11	院内処方薬を薬局に配達してもらうことは可能か。	配達について薬局の了解を得られる場合は可能ですが、配達後、医療機関から電話等による服薬指導をお願いします。なお、この場合、協力金は配達を実施した薬局にのみ支払われます。	
12	交付申請は月ごとにすべきか。	原則、5月7日を過ぎてから一括で申請ください。	
13	申請の際、処方箋の写し等の証拠書類は必要か。	原則不要ですが、申請内容に疑義が生じた場合等に聞き取りや証拠書類の提出を求める場合がございますので、予めご了承ください。	
14	薬局の駐車場まで患者の家族に車で来てもらい、駐車場まで薬剤をもっていった場合、当協力金の対象となるか。	対象となりません。本協力金は薬局又は医療機関が自宅療養者の自宅まで薬剤を配達した場合にお支払いするものです。	
15	介護施設で療養している患者に処方された薬を施設まで配達した場合、本協力金の対象となるか。	対象となります。今回のケースのように、自宅以外に配達した場合でも、患者が療養している場所に配達がなされるのであれば、対象となります。	

16	松山市の自宅療養者に配達した場合、申請はどうすればよいか。	別途松山市が実施する「松山市新型コロナウイルス感染症対策薬剤配達協力金」を活用ください。詳細は松山市保健所医事薬事課までお問い合わせください。 県が実施する協力金は松山市以外の市町に住む自宅療養者へ薬剤を配達した場合に対象となりますのでご注意ください。	
17	申請後、どのくらいの期間で支払われるか。	通常であれば、申請から1か月程度でお支払いできますが、感染拡大時などにおいては2～3か月ほどの時間を要する場合がございます。大変申し訳ございませんが、予めご了承ください。	
18	申請書に口座記入欄がないがどうすればよいか。	支払いは、愛媛県の支払いシステムにて行います。これまで、県から補助金等の支払いを受けたことがある場合は、当システムに口座情報の登録がされている可能性が高いため、口座情報をお伝えいただく必要はありません。 今回、初めて県から支払いを受ける場合は、「口座振替申込書兼債権者登録(変更)票」を提出いただく必要があります。県HPから様式をダウンロードの上、口座の写しと併せて県に提出(郵送)をお願いします。	
19	新型コロナの5類移行後も当協力金は継続するか。	現時点で継続予定はありません。	